

市立学校における臨時休業等の対応について (令和2年4月9日時点)

国の緊急事態宣言に基づく県からの要請を踏まえ、本日、市コロナウイルス感染症対策本部長より「緊急事態宣言下における本市行政運営方針について」(以下「市方針」)が示されましたので、市立学校の臨時休業等の対応につきましては、次のとおりといたします。

<臨時休業期間の延長について>

市立学校の臨時休業期間につきましては、令和2年4月6日(月)から4月17日(金)までとしておりましたが、市方針を踏まえ、5月6日(水)まで延長します。

<連絡方法について>

新入生を含む保護者への連絡手段を確保する必要があることから、学校の状況に応じて、次の連絡方法により対応することとします。

- ・ 配信メールシステム(登録用紙は、家庭訪問もしくは来校により配付)
- ・ 川崎市ホームページ、学校ホームページ
- ・ 電話連絡、家庭訪問等

<臨時休業中の過ごし方について>

- ・ 原則、家庭学習とします。
- ・ 登校日、家庭訪問、電話連絡等で児童生徒の健康状態等を把握します。

<登校日について>

- ・ 登校日は、児童生徒の心身の健康状態や生活状況の把握、学習指導、感染予防などの保健指導、運動等によるストレス解消などを目的としています。
- ・ 登校日を今週に実施する場合は、感染症予防対策を十分に講じた上で、教科書の配付、学習課題や必要書類の配付・回収、諸連絡等、必要最小限の内容・時間とします。
- ・ 登校日を4月13日(月)以降に実施する場合は、以下の留意点を踏まえ、感染症予防対策を十分に講じた上で実施します。

<留意点>・ 目的：健康観察、学習課題に係る指導・連絡、保健指導、生活状況の把握(アンケート記入等)、運動等

- ・ 回数：1児童生徒につき週1回程度
- ・ 環境：1教室10人以内での対応
- ・ 時間：60分以内
- ・ 児童生徒が公共交通機関を利用している高等学校及び特別支援学校については、登校日を設けず、個別対応とします。

＜「児童生徒の居場所」の継続について＞

「児童生徒の居場所」につきましても、上記臨時休業の期間に合わせ、実施を継続します。わくわくプラザについても同様です。

ただし、利用につきましては、文部科学省のガイドライン及び県の実施方針を踏まえ、共働き家庭など留守家庭の児童、特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情があり、かつ、次のいずれかに該当する保護者の児童生徒を対象にします。

- ・保護者が医療従事者である場合
- ・保護者が、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合
- ・ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
- ・障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合

＜学校施設開放の利用中止の継続について＞

学校施設開放につきましては、当面の間、引き続き、利用中止とします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しており、今後の感染拡大の状況や、国、県、市の方針を踏まえ、必要に応じ、変更し、又は追加的な留意事項を示していく場合があります。

【問い合わせ】

(臨時休業等に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 細見、猫橋
電話：044-200-3284、3318

(学校施設開放に関すること)

川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課 箱島
電話：044-200-3302

(わくわくプラザに関すること)

川崎市こども未来局青少年支援室 荒川
電話：044-200-2670